

○厚生労働省告示第五十六号

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第三十七条第三項、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第六十条第三項、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）第二十七条及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「、四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び特定化学物質等作業主任者技能講習」を「及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に、「別表第二十第十二号」を「別表第二十第十一号」に改める。

第二条第一項の表を次のように改める。

講習科目	範 囲	講習時
有機溶剤作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
能講習		間

			健康障害 及びその 予防措置 に関する 知識	有機溶剤による健康障 害の病理、症状、予防 方法及び応急措置
	作業環境 の改善方 法に関する 知識	有機溶剤の性質 有機 溶剤の製造及び取扱い に係る器具その他の設 備の管理 作業環境の 評価及び改善の方法		鉛中毒の病理、症状、 予防方法及び応急措置
		鉛の性質 鉛に係る設 備の管理 作業環境の 評価及び改善の方法		鉛中毒の病理、症状、 予防方法及び応急措置
		特定化学物質及び四アル キル鉛の性質 特定化学 物質の製造又は取扱い及 び四アルキル鉛等業務に 係る器具その他の設備の 管理 作業環境の評価及 び改善の方法		特定化学物質による健康 障害及び四アルキル鉛中 毒の病理、症状、予防方 法及び応急措置
間)	あつて は三時	（鉛作 業主任 者技能 講習に あつて は三時 間）	業主任 者技能 講習に あつて は三時 間）	四時間 （鉛作 業主任 者技能 講習に あつて は三時 間）

				保護具に関する知識	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び
関係法令				び管理	類、性能、使用方法及び
労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項　有機溶剤中毒予防規則	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項　鉛中毒予防規則	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項　特定化学物質障害予防規則　四アルキル鉛中毒予防規則	、性能、使用方法及び	管理	鉛に係る保護具の種類
				業主任者技能講習に	取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び
				あつては一時間	特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛（鉛作業主任者技能講習に
				あつて	二時間
				間）	（鉛作業主任者技能講習に
					二時間